

那覇地方裁判所委員会（第33回）議事概要

1 開催日時

令和2年11月17日（火）午後2時から午後3時30分まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（委員は五十音順，敬称略）

（委員）上原修，大橋弘治，金城傑，久保田光昭，児玉陽介，島袋貞治
田中健治（委員長），徳永義光，富原加奈子，中村昌樹，西江昭吾
半嶺満，比嘉世顕，山口和宏

（説明者）那覇地方裁判所事務局総務課長 我喜屋昌司

（参列者）事務局長，事務局次長

（庶務）総務課課長補佐，広報係

4 議事

(1) 委員長選任

委員の互選により，田中健治那覇地方裁判所長が委員長に選任された。

(2) 各委員の紹介

(3) 意見交換（テーマ：裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止措置について）

意見交換に先立ち，那覇地方裁判所事務局総務課長から那覇地方裁判所における新型コロナウイルスへの対応について説明し，続いて，感染拡大防止措置の実例として法廷等の見学を行った。

（●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所委員，◇説明者）

● 今後の那覇地方裁判所における有効な感染拡大防止措置の検討に繋げさせていただきたく，今回のテーマについて，委員の方々の御意見やアドバイスを賜りたいと思います。

具体的には，次の3点について，御意見等をお願いいたします。

- 1 裁判所の感染拡大防止措置に対する御意見等について
- 2 各機関における感染拡大防止措置の実情や取組例について
- 3 感染拡大防止措置に関する周知の在り方について

【意見交換（要旨）】

- 1 裁判所の感染拡大防止措置に対する御意見等について
- 2 各機関における感染拡大防止措置の実情や取組例について

◎ コロナ感染拡大防止の対応にあたって、裁判の公開，直接主義，弁論主義等の裁判の諸原則や適正かつ迅速な裁判の実現に与える影響については，どのような配慮がなされていますか。また，現段階でどのような検証，総括がなされていますか。

◇ 4月の国及び県の緊急事態宣言の発令を受け，那覇地方裁判所においても，感染拡大防止のために，多くの裁判について期日の取消等がされたところですが，もとより，裁判所は，このような状況下においても必要とされる業務を行わなければならないことは言うまでもないところでありますが，他方，国の一機関として，新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組みに最大限努力する責務も有していることから，期日の取消等により業務を縮小したことについては，このような緊急事態におけるやむを得ない対応であったと考えています。

緊急事態宣言解除後の業務再開にあたっては，引き続き感染拡大防止に努めながら，適正かつ迅速な裁判の実現に向けて取り組んできたところであり，その中で，各裁判期日の実施において，裁判の公開，直接主義及び弁論主義等の裁判の諸原則への配慮についても十分になされているものと考えております。

これらの対応については，当庁において裁判官及び一般職員が集まって実施しているコロナ対策会議で意見交換し，検証等を行っているところであり，その結果を今後の庁としての方針に反映させていく予定です。

○ 新型コロナに伴い，沖縄県内の裁判所において，日程の延期等の影響を受けた事件は，民事，刑事それぞれ何件程度ありましたか。

◇ 民事事件の関係では，4月23日から5月20日までの間に指定されていた約300件の期日を取消又は変更しました。

刑事事件の関係では，約40件の公判期日が取り消されました。

○ 裁判所に来庁者が入構する際，検温装置を設置して，検温を実施していますか。

◇ 来庁者が入構する際に検温する設備を整備していないのが現状ですが，マスクの着用，体調不良の際は来庁を控えていただくよう，お知らせ文書を庁舎入口等に掲示しているほか，裁判所ホームページにも同様の内容を掲載しています。

また，非接触型の体温計を各部署に準備しており，当事者等から体調不良である旨の申告があった場合などには，速やかに検温を実施しています。

- クラスタ対策として、職員は時間差で食事をするなどの感染拡大防止措置を行っていますか。
- ◇ 食事のためにマスクを外す際は、会話を控えるように周知しています。また、職員には、執務時間外における大人数での会食は控えるように周知していますし、部署によっては、別室で昼食をとるようにしています。
- 那覇地裁において、新型コロナウイルス感染が疑われた事例等ありましたか。
- ◇ 非常勤職員が新型コロナウイルスに感染した事例はありましたが、保健所の指示を受けながら、速やかに対応を行いました。また、その非常勤職員が担当した事件の当事者等に対しては、感染者の状況等について説明を行うなど、適切な対応をしました。
- オンラインでの裁判手続の導入については、検討されていますか。
- ◆ 民事裁判では、従前から電話会議システムやテレビ会議システムを利用した手続等の運用をしていますが、12月14日以降、ウェブ会議システムを利用した非対面での争点整理手続を行うことができるようになる予定です。
- ◆ 刑事裁判においては、民事裁判のようなウェブ会議による手続は想定されていませんが、打合せ期日や進行協議期日においては、電話会議システムを活用しています。
- 法廷は、プライバシー保護等の観点から窓がなかったり、窓が開けられないこともあるかと思いますが、換気等が適切になされるよう工夫していることはありますか。
- ◆ 法廷内は空調による換気を行っており、さらに期日の前後で扉を開けるなどして、空気の入替えをするなどの対策を行っています。長時間にわたる期日の場合は、適宜、休廷を挟んで換気しています。弁論準備手続室では定期的に窓を開けて換気するとともに、飛沫防止用のアクリル板を設置して感染拡大防止措置を行っています。
- ◆ 裁判員裁判においては、1時間に1回程度の休廷を行い、その際に扉を開けて換気するようにしています。また、裁判員裁判の評議の際にも、適宜、休憩を入れて換気するなどの対策をとっています。
- 傍聴整理券等を配布する場合、どのような感染拡大防止措置を行っていますか。
- ◇ 傍聴整理券等の配布の際は、廊下にテープを貼るなどの工夫をして、傍聴希望者が密にならないよう、距離を確保することを呼びかけながら実施しています。
- 玄関ロビー等に設置されている開廷表は、不特定多数の来庁者が触れるため、

ビニールに入れて定期的に消毒を行うなどの感染拡大防止措置を行う必要があるのではないのでしょうか。

- ◇ 今後、対応を検討したいと思います。
- ソーシャルディスタンスを確保するために、廊下や待合室の椅子を減らしている状況において、バリアフリーの観点から、高齢者等が椅子に座れない場合、どのように対応していますか。
- ◇ 待合室や椅子は複数の場所に用意されていますので、不足する場合は他の場所の椅子に案内するなどの対応をしていますが、椅子に座れない人がいるという状況は、これまでのところ生じていません。
- 執務室においては、職員間にパネル等を設置して、感染拡大防止措置を行っていますか。
- ◇ 職員が対面にならないように席の配置を工夫したり、職員の席が対面で配置されていて十分な距離が確保できない場合は、段ボール等を利用した簡易なパーテーションを設置しているところもあります。
- 法廷の傍聴席は1席空けになっているものの、傍聴人が一列に並ぶように配置されていますが、互い違いに着席することはしないのでしょうか。
- ◇ 現在の傍聴席を1席空けとする措置は、専門家等の意見を聴いた上で実施しているものとなっています。さらに、傍聴人に対しては、法廷内での会話を控えていただくことやマスク着用を徹底していただくようにご協力をお願いするなどの感染拡大防止措置も講じています。
- 傍聴席の配置につきましては、互い違いにすると傍聴可能な席数が変わってくることになるため、傍聴席数を確保するという観点から互い違いにはしていません。
- スロープや階段の手すり等の消毒はしていますか。
- ◇ 毎日、業者等において清掃を実施しています。
- 調停室に設置された飛沫防止用のアクリル板は、横並びの席の間に設置する場合もあるのでしょうか。
- ◇ 調停室のアクリル板は可動式になっており、場合に応じてアクリル板の設置方法を変えたりや間隔を空けて着席してもらうなどして、感染拡大防止措置を行っています。
- 職員の勤務体制について、在宅勤務やテレワークを活用したり、シフト制を組むことなどを検討していますか。また、ウェブ会議を利用するなどの工夫をしていることはありますか。
- ◇ 那覇地裁において、緊急事態宣言時には、職員の三、四割は在宅勤務を実施していました。しかし、裁判事務の性質上、裁判記録を持ち帰ることができな

いことや情報セキュリティの問題等もあり，民間企業と同じようなレベルで在宅勤務ができるような現状にはありません。また，ウェブ会議については，予算措置の問題等もあり，現時点では十分な対応はできない状況にあります。

- 裁判所において，感染事例が発生した場合の対応について，どのような対策をとっていますか。
- ◇ 発熱などの風邪症状がある場合は，新型コロナウイルス感染が確認される前段階から，各部署からの情報を総務課に集約し，一元管理するように徹底しています。また，感染が確認された場合には，庁舎内での移動範囲等についてチェック項目に基づいて聴取し，その結果を上級庁へ情報提供するなどして，対応を検討する体制を整えています。

3 感染拡大防止措置に関する周知の在り方について

- 裁判所の感染拡大防止措置に関する周知の在り方について，各委員からアイデア等がありますか。
 - マスコミの取材を受けて，広く報道されることで，裁判所の感染拡大防止措置の状況を広く周知することができるのではないのでしょうか。
 - 新聞では今年4月時点での裁判所の状況について報道しています。
周知の在り方として，裁判所を利用する方のために庁舎内の表示を分かりやすく，目立つようにしてはいかがでしょうか。
 - 裁判所ホームページに掲載している感染拡大防止措置について，高齢者等でも分かりやすくするために，その内容を動画にするなどの工夫をしてはいかがでしょうか。
- 本日は，様々な御意見をいただき，誠にありがとうございました。
いただいた御意見等を参考にさせていただきながら，今後の感染拡大防止措置について，検討，改善を進めてまいりたいと思います。

5 その他（次回期日・テーマの確認）

次回期日 令和3年7月12日（月）午後2時

テーマは追って指定する。

以上